

福教大教支第207号
令和6年10月18日

教育学部長
教育学研究科長 殿
事務局長

福岡教育大学長
飯田 慎司

定期試験について（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第15条の規定に基づいて実施する、定期試験について、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。なお、令和5年2月24日付け福教大教支第343号「定期試験について（重要通知）」は、廃止します。

記

1 定期試験の実施

授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験を実施することがある。

2 試験日

定期試験の試験日は、学事日程に定める。

3 定期試験

- (1) 定期試験は、学期毎に実施する試験であって平常試験及びクラス編成試験からなる。
- (2) 平常試験は、学期毎に実施する試験であって当該学期における学修の結果を評価するものであり、定められた期間中に実施するものである。
- (3) クラス編成試験とは、平常試験のうち同一の授業担当者又は同一の授業内容で実施している授業科目が曜日もしくは時限を異にして実施されている場合に、これらをまとめて同一時間及び場所で試験を行うものである。
- (4) 定期試験は、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験とする。

4 追試験

- (1) 追試験とは、別表1に定めるやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験である。

- (2) 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。
- (3) 追試験受験願出は、大学が定める方法により行うこと。また、不受験理由毎に別表 1 で定める証明書等を添えて提出すること。
- (4) 追試験受験願出は、やむを得ない理由の発生後すみやかに提出すること。
なお、追試験受験願出の締切期日は、その期の試験終了後 3 日以内で大学が定める日とする。
ただし、8 週（定期試験を含む）で完結する授業科目については、試験終了後に大学が定める日とする。
- (5) 追試験実施は、大学が定める所定の期間中に実施する。ただし、所定の期間中に実施が困難な場合は、次の各号のとおり取り扱う。
 - (ア) 前期試験にかかる追試験は 9 月末日、後期試験に係る追試験は 3 月末までに実施すること。
 - (イ) 前号の場合にかかわらず、病気、怪我等のやむを得ない事情により実施が困難な場合は、教務委員会委員長が判断する。

5 試験方法

- (1) 定期試験の実施方法は、筆記によるものとする。ただし、レポート等をもってこれに代えることができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、実験及び実習の成果物、実技試験、口頭試問または卒業論文等の提出を持って定期試験に代えることができる。

6 身体上の障害等にかかる特別措置

- (1) 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮が必要な場合は、各授業担当者の判断により対応する。
- (2) 前項による特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲で行うこと。

7 受験資格

- (1) 定期試験は、試験実施時に在学している者が、受講登録を行った科目についてのみ受験資格を有する。ただし、試験実施時に停学中の者は受験資格を有しない。
- (2) 次に該当する者は、当該受験科目の受験資格を失う。
 - (ア) 学生証を携帯していない者
 - (イ) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者
 - (ウ) 試験監督者の指示に従わない者
 - (エ) 当該試験科目の試験において不正行為を行った者
- (3) 前 (ア) に該当する者に対して、在学証明書による受験を認める。

8 試験中の退出

学生は、試験開始後30分以上経過し試験監督者が認めた場合、試験場から退出することができる。

9 受験者の義務

受験者は、次に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に呈示すること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験中に筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使用することを理由に机上に置くことも認めない。
- (5) 答案には、学籍番号や氏名等をもれなく記入し、特に認められた場合を除き、解答の有無にかかわらず試験場外に持ち出さないこと。
- (6) 不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

10 不正行為

試験における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持及び使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書、電子辞書、パソコン、その他情報通信機器等の使用
- (5) 携帯電話の使用
- (6) 所持品や机上等への事前書き込み及びその使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) 答案や出席表への偽名記入または故意による答案無記名
- (10) 持ち帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- (11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (12) その他、試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

11 不正行為の取扱い

- (1) 不正行為または不正行為と紛らわしい行為を行った学生には、福岡教育大学学生懲戒手続規程を適用する。
- (2) 前項の学生については、教育実習科目を除く当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「無資格」の評価とする。

(担当部署)

○定期試験の実施について

教育支援課 総務グループ

電話：0940-35-1246, 1248

E-mail：kyouscho@fukuoka-edu.ac.jp

○追試験の申請・実施について

教育支援課 修学支援・実習グループ

電話：0940-35-1229, 1331

E-mail：seiksens@fukuoka-edu.ac.jp

別表 1 追試験に該当する事項

不受験理由	必要な証明及び届出の内容
本人の病気	医師の診断書
忌引き (2 親等以内の血族または姻族)	死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して 1 親等は日祝日を含めて 7 日以内, 2 親等は日祝日を含めて 5 日以内を適用期間とする)
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
時刻表に基づき運行される公共交通機関の遅延	20 分を超える延着時間が記載された交通機関の遅延証明
課外活動	実施団体が発行する公的証明書(ただし, 世界大会または国体に準じる試合に限る)
裁判員制度	呼出状
その他やむを得ない事由	届け出に対し, 教務委員会委員長が判断する。